

小山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

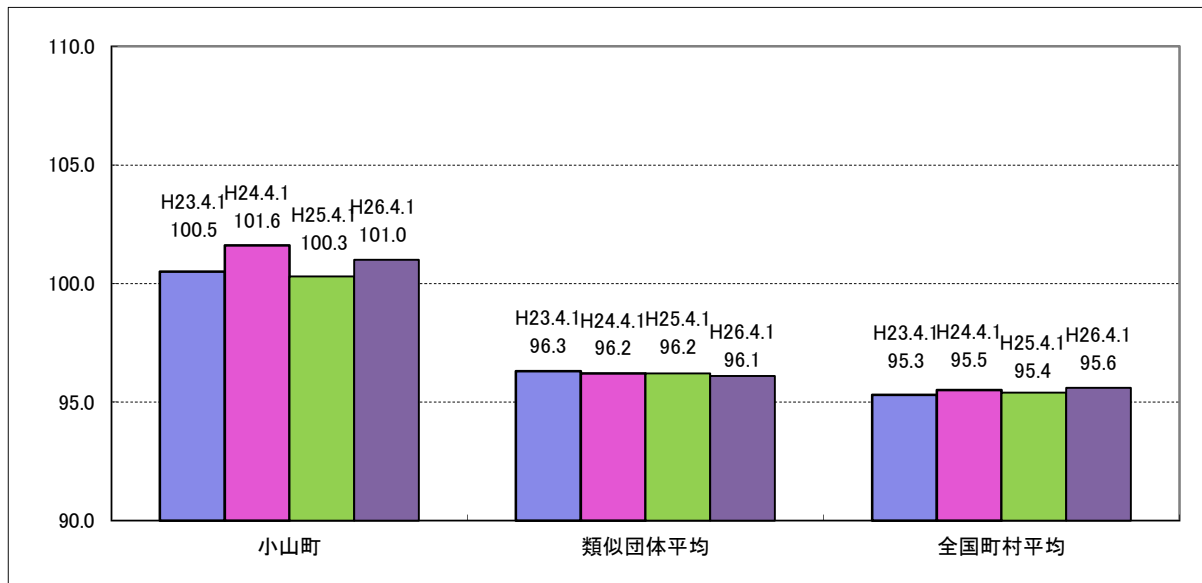
区 分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	19,661	9,385,337	332,780	1,826,963	19.5%	20.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
25年度	202	795,665	142,994	311,289	1,249,948	6,188	5,501

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均してのものである。
 3 「参考値」とは、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層については最大4%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
小山町	42.4 歳	338,400 円	406,400 円	387,600 円
静岡県	42.6 歳	340,024 円	437,474 円	374,184 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.3 歳	313,860 円	360,066 円	339,480 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
小 山 町	55.0 歳	9 人	309,700 円	342,500 円	337,200 円	—	—	—	—
うち学校給食員	53.1 歳	4 人	287,400 円	316,900 円	308,000 円	調理士	43.7 歳	257,900 円	1.23
うち用務員	57.1 歳	1 人	289,400 円	326,300 円	326,300 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.64
うちその他	56.1 歳	4 人	337,000 円	365,300 円	362,300 円	—	—	—	—
静岡県	53.4 歳	234 人	335,885 円	382,205 円	357,779 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	48.9 歳	11 人	287,474 円	309,179 円	298,822 円	—	—	—	—

区 分	参 考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
小 山 町	—	—	—
うち学校給食員	5,054,252 円	3,414,700 円	1.48
うち用務員	5,969,104 円	2,747,000 円	2.17

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22年～平成24年の3ヶ年平均）
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較のあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職（幼稚園教諭）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
小山町	35.7 歳	271,700 円	302,800 円	295,800 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	40.7 歳	295,820 円	317,540 円	— 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		小山町	静岡県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	180,158 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	145,598 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	142,978 円	—
	中 学 卒	129,200 円	130,181 円	—
教 育 職	大 学 卒	172,200 円	—	—
	短 大 卒	152,800 円	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	251,900 円	304,640 円	354,814 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	276,100 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	265,700 円	— 円	— 円
	短 大 卒	— 円	— 円	324,600 円

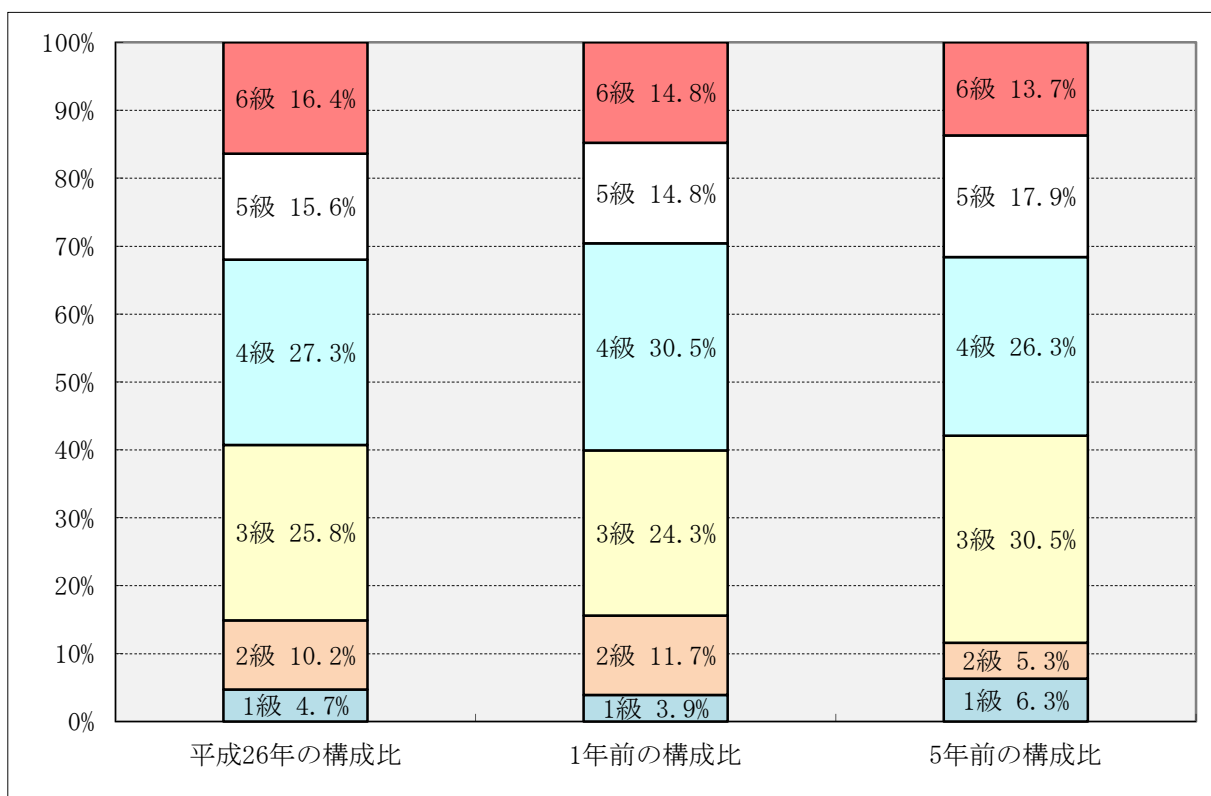
(注) 平成26年4月1日現在に、上記経験年数に該当する職員がいない場合は近似の職員を記載し、近似の職員がいない場合は、「—」としてあります。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主 事	6 人	4.7 %
2 級	主 査	13 人	10.2 %
3 級	副 主 任	33 人	25.8 %
4 級	主 任	35 人	27.3 %
5 級	副 参 事	20 人	15.6 %
6 級	参 事	21 人	16.4 %
合 計		128 人	100 %

- (注) 1 小山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度は実施しているが、評価によって昇給に差は設けていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小 山 町		国	
1人当たり平均支給額（25年度）		—	
1,560 千円			
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 7%～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価制度は実施しているが、評価によって勤勉手当の成績率に差は設けていません。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

小 山 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%)	
1人当たり平均支給額	9,965 千円	24,043 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		50,292 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		240,631 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	6 %	226 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			107.06% (101.0%)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(25年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
全地域	6 %	0 %

(4) 時間外勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	25,851 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	165,711 千円
支給実績（24年度決算）	15,749 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	102 千円

(5) 特殊勤務手当 ※平成24年度から廃止

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者・・・13,000円 配偶者以外の扶養親族 各1人・・・6,500円 配偶者以外の扶養親族の内 特定期間は5,000円を加算	同じ		19,145 千円	258,716 円
住居手当	(借家借間に居住する職員) 支給対象者・・・9,000円超 の家賃を支払っている職員 最高支給額・・・27,000円	異なる	(対象者) 国 12,000 ⇒ 町9,000	4,625 千円	272,058 円
通勤手当	(交通機関等利用者) 最高支給額45,000円 (自動車等利用者) 最高支給額24,500円	異なる	支給額	16,291 千円	95,829 円
管理職手当	部長等・・・56,500円 課長等・・・49,900円 課長補佐等・・・35,200円 副参事・・・33,700円 保育園・幼稚園長、保健師長 ・・・30,100円	異なる	支給額	25,133 千円	474,207 円
宿日直手当	宿日直に従事した場合 1日 5,500円	異なる	支給額	1,331 千円	16,500 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給料	市区町村長	750,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市町村長	610,000 円	854,000 円 / 399,000 円	700,000 円 / 409,200 円
報酬	議 長	305,000 円	420,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	265,000 円	360,000 円 / 180,000 円	
	議 員	240,000 円	345,000 円 / 157,000 円	
期末手当	市区町村長	(25年度支給割合)		3.95月分
	副市町村長	(25年度支給割合)		3.5月分
退職手当	市区町村長	(算定方式) 750,000×在職年数×500/100	(1期の手当額) 1,500万円	(支給時期) 任期毎
	副市町村長	610,000×在職年数×300/100	732万円	任期毎

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

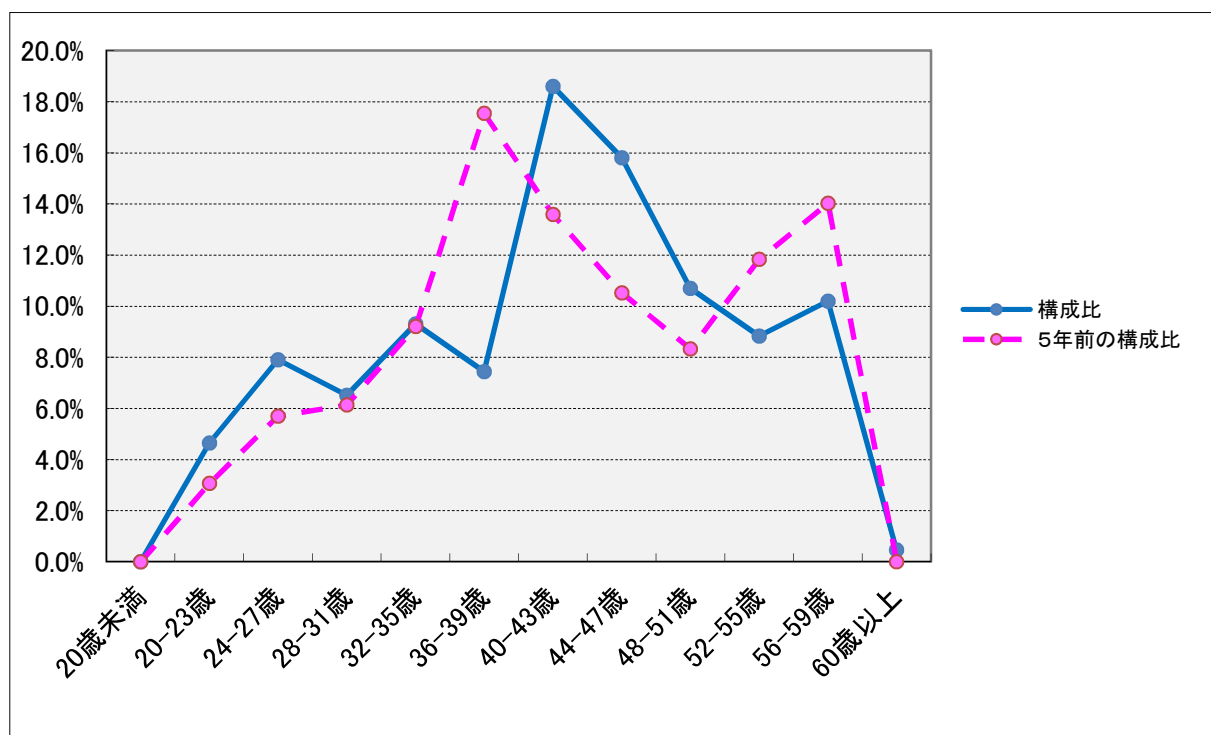
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	47	48	1	業務量増加などに伴う増員
		税 務	10	11	1	徴収事務一元化による増員
		労 働	1	1	0	
		農 林	9	9	0	
		商 工	7	7	0	
		土 木	24	22	△ 2	都市計画事務一部移管による減員
		民 生	46	44	△ 2	こども園化に伴う減員
		衛 生	13	12	△ 1	機構改革による減員
	小 計	159	156	△ 3	人口1万人当たり職員数 79.34人 類似団体人口1万人当たり職員数 70.03人	
	教 育 部 門	44	46	2	こども園化に伴う増員	
	小 計	203	202	△ 1	人口1万人当たり職員数 102.74人 類似団体人口1万人当たり職員数 89.01人	
公営企業等 会計部門	水 道	6	5	△ 1	業務合理化による減員	
	下水道	1	1	0		
	その他	9	8	△ 1	国民健康保険事業の保険税徴収事務移管による減員	
	小 計	16	14	△ 2		
合 計			219 [317]	216 [317]	△ 3 [0]	人口1万人当たり職員数 109.86人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	10人	17人	14人	20人	16人	40人	34人	23人	19人	22人	1人	216人

(3) 職員数の推移

年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	163	160	156	152	152	151	▲12 (▲7.4%)
保育士	32	30	32	30	34	33	1 (1.1%)
教育	15	15	15	19	17	18	3 (1.2%)
普通会計計	210	205	203	201	203	202	▲8 (▲3.8%)
公営企業等会計計	19	19	17	18	16	14	▲5 (▲26.3%)
総合計	229	224	220	219	219	216	▲13 (▲5.7%)

(注) 年における定員管理調査において報告した部門別職員数